

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第32条の規定に基づき、秩父別町の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、河川の洪水、その他による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防の責務

法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりである。

1 秩父別町

法第3条の規定に基づき、町は水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

- (1) 水防団の設置
- (2) 平常時における河川等の巡視
- (3) 浸水想定区域における円滑迅速な避難の確保及び浸水の防止の為の措置
- (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動
- (5) 警戒区域の設定
- (6) 警察官の援助の要求
- (7) 他の水防管理者又は、他の市町村長若しくは消防長への応援要請
- (8) 堤防決壊などの通報、決壊後の措置
- (9) 避難の為の立ち退きの指示
- (10) 水防計画の策定及び要旨の公表
- (11) 水防訓練の実施
- (12) 水防協力団体の指定

2 北海道

- (1) 指定水防管理団体の指定
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表
- (3) 気象予報及び警報の伝達
- (4) 洪水予報の発表及び通知
- (5) 水位の通報及び公表

- (6) 水位情報の通知及び周知 (2) 第 11 条
- (7) 浸水想定区域の指定、公表及び通知 (2) 第 11 条
- (8) 水防警報の発表及び通知 (2) 第 11 条
- (9) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示 (2) 第 11 条
- (10) 水防に関する勧告及び助言 (2) 第 11 条
- (11) 水防管理団体が行う水防への協力 (2) 第 11 条
 - ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供(道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報) (2) 第 11 条
 - イ 重要水防箇所の合同点検の実施 (2) 第 11 条
 - ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加 (2) 第 11 条
 - エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態にさいして河川管理者の備蓄資器材の貸与 (2) 第 11 条

3 北海道開発局 (2) 第 11 条

- (1) 洪水予報の発表及び通知 (2) 第 11 条
- (2) 水防警報の発表及び通知 (2) 第 11 条
- (3) 水位情報の通知及び周知 (2) 第 11 条
- (4) 浸水想定区域の指定、公表及び通知 (2) 第 11 条
- (5) 水防管理団体が行う水防への協力 (2) 第 11 条
 - ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供(雨竜川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像) (2) 第 11 条
 - イ 重要水防箇所の合同点検の実施 (2) 第 11 条
 - ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加 (2) 第 11 条
 - エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態にさいして河川管理者の備蓄資器材の貸与 (2) 第 11 条
 - オ 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣(リエゾン派遣) (2) 第 11 条

4 札幌管区气象台 (2) 第 11 条

- (1) 気象予報及び警報の通知 (2) 第 11 条
- (2) 洪水予報の発表及び通知 (2) 第 11 条

5 居住者等の義務

法第24条の規定に基づき、町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者(町長)又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。